

令和4年10月27日

新潟地方最低賃金審議会長

永井 雅人 殿

新潟地方最低賃金審議会

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械  
器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 木南 直之

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正決定について（報告）

当専門部会は、標記について、令和4年10月20日以降3回にわたり会議を開催し、  
慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論に達したので報告します。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりです。

記

（公益代表委員）

木南 直之	新潟大学法学部 准教授
坂井 啓二	公認会計士
有元 知史	新潟大学経済科学部 准教授

（労働者代表委員）

梅野 孝一	電機連合 新潟地方協議会 事務局長
山崎 雅彦	オン・セミコンダクター労働組合 執行委員長
横山 和良	グローバルウェハーズ・ジャパン労働組合 執行委員長

（使用者代表）

高橋 賢	（一社）新潟県電子機械工業会 専務理事
山田 敬	富士通フロンテック（株）新潟工場 総務部長
洲崎 修	アルプスアルパイン（株）長岡工場 総務課長

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

新潟県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(電  
球製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を  
行う事業所を除く。以下同じ。) 情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管  
理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造  
業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)  
を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

18歳未満又は65歳以上の者

雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、情報通信機械器具  
若しくは電子部品・デバイス部品の組立て又は加工業務

ハ 組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、曲げ、磨き、刻  
印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、取りそろえ、選別、袋詰、  
箱詰め又は包装の業務

ニ 運搬(動力によるものを除く。) 用務員、賄いの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間965円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり